

公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

令和 7 年 5 月 15 日

地方独立行政法人長野県立病院機構理事長 本 田 孝 行

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立病院機構 情報共有基盤及びネットワークセキュリティ整備運用業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日まで（地方行政独立法人長野県立病院機構契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）第 3 条第 2 項の規定による長期継続契約）

(4) 予定価格

390,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 入札方法

ア 価格その他の条件が発注者にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式により行います。

イ 入札者は、入札説明書に定める提案書を、入札書とともに提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 契約事務規程第 4 条第 1 項に定める当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 契約事務規程第 4 条第 3 項及び第 4 項各号の規定により競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (3) 契約の履行に当たり、(2)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 30 年長野県告示第 588 号）のその他の契約の等級が A に区分されている者であること。
- (5) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体

制が整備されている者であること。

- (7) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で 2 の(4)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに 2 の(4)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請の方法

申請は、入札参加資格申請システムから行ってください。

<https://www.bes.e-nagano.lg.jp/Shinsei/main?uji.verb=startUp&madoguchiCode=M200000>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 申請書等の提出先及び問合せ先

長野市大字南長野字幅下 692－2（県庁専用郵便番号 380－8570）

長野県市町村入札参加資格共同受付窓口（長野県会計局契約・検査課内）

電話 026（235）7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問合せ先

長野市大字南長野字幅下 692－2

地方独立行政法人長野県立病院機構本部事務局経営管理課

電話 026（235）7152（直通）

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 1 時

イ 場所 長野県庁本館棟 4 階地方独立行政法人長野県立病院機構理事長室

(3) 郵送による場合の入札書及び提案書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和 7 年 7 月 10 日（木）

イ 提出場所 上記 4 の場所

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、令和 7 年 7 月 10 日（木）までに上記 4 の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

地方独立行政法人長野県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）第 44 条第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第 7 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第 8 条第 1 項各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

会計規程第 45 条第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第 7 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第 31 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

契約事務規程第 11 条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

ア 別記「長野県立病院機構情報共有基盤及びネットワークセキュリティ整備運用業務落札者決定基準」により、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者を対象に総合評価を行い、評価点の合計が最も高い者を落札者として決定します。

イ 評価点の合計が最も高い者が 2 人以上ある場合は、価格が最も低い者を落札者とし、価格が同額のときはこれらの者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち、くじ引きに出席しないもの又はくじを引かないものがあるときは、その者に代えて、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとします。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、契約事務規程第 3 条第 2 項の規定による長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、地方独立行政法人長野県立病院機構は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature of services to be procured:

Maintenance and operation of the Infrastructure for Multilayer Interoperability and network security for the Nagano Prefectural Hospital Organization

(2) Contract duration:

From August 1, 2025 to July 31, 2029

The delivery deadline is as described in the tender description and specifications

(3) Contact information:

Nagano Prefectural Hospital Organization

Head Office Secretariat, Business Management Division

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City, Nagano 380-8570 Japan

Tel: +81-26-235-7152 (direct, Japanese only)

(4) Bid document submission:

Deadline: Friday, July 11, 2025, 1:00 p.m. (JST)

Location: Nagano Prefectural Office, Main Building, 4th Floor,

Nagano Prefectural Hospital Organization, Chairman's Office

(5) Mail-in submission:

Deadline: Thursday, July 10, 2025

Mailing address: Nagano Prefectural Hospital Organization

Head Office Secretariat

Business Management Division

692-2 Habashita, Minaminagano

Nagano City, Nagano 380-8570 Japan

別記

長野県立病院機構情報共有基盤及びネットワークセキュリティ整備運用業務落札者決定基準

- 1 趣旨
- 地方独立行政法人長野県立病院機構の情報共有基盤及びネットワークセキュリティ整備運用業務に係る審査及び評価方法等について定めるものである。
- 2 評価点の配点
- 技術評価点 700 点、価格評価点 300 点の合計 1,000 点満点とし、評価項目毎の配点は以下のとおりとする。

評価項目		技術評価点	価格評価点
技術評価	技術評価基準の充実度	700	－
価格評価	システムの導入費用・導入後 5 年間の保守等費用	－	300
合計		1,000	

- 3 その他
- 評価点の算定方法等詳細は、公告の 4 の場所により手交します。

医療政策課